

## 【森林環境譲与税※の活用方針】

- 森林環境譲与税の使途は、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策に制限されています。
- 茅ヶ崎市では森林環境税の趣旨を踏まえ、市管理地における継続的な森林整備、特別緑地保全地区の用地取得促進、地域産木材の利活用促進に利用していきます。

【※森林環境税及び森林環境譲与税】森林環境税は、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、令和6（2024）年度から賦課徴収されるものになります。  
国が徴収した森林環境税は、「森林環境譲与税」として市町村及び都道府県に配分されます。

## ① 清水谷等重点保全業務委託

- ・ 令和7年度に引き続き、清水谷特別緑地保全地区内の樹木伐採を行う。  
令和8年度は、隣接地越境木及び樹林地等環境改善のための伐採を実施。

【事業費】11,000千円（うち譲与税：6,000千円）

## ② 森林緑地等維持保全業務委託（赤羽根斜面林、市民の森）

- ・ 市有地内にある森林の維持管理のため、危険木等の樹木伐採を行うもの。  
（※公園緑地課事業）

【事業費】10,000千円（全額譲与税）

## ③ 森林緑地等維持保全業務委託、ナラ枯れ防除消耗品費

- ・ 清水谷特別緑地保全地区や平太夫新田等の森林維持管理業務や、ナラ枯れ対策を含む森林管理に必要な消耗品費。

【事業費】2,283千円（うち譲与税：2,218千円）

## ④ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の森林整備委託

- ・ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区における林内環境改善のための伐採を実施。

【事業費】1,232千円（全額譲与税）

## ⑤ 森林保全安全講習受講料（刈払機）

- ・ 森林維持管理業務推進のため、職員が刈払機の安全衛生講習を受けるための受講料。

【事業費】28千円（全額譲与税）

## ⑥ 森林木材に関する木育ワークショップ企画運営委託

- ・ 森林保全の意義や木材利用促進等、森林や木材に関する啓発のため、木育ワークショップを行うもの。

【事業費】110千円（うち譲与税：60千円）

⑦ 森林育成ボランティア養成講座 講師謝礼 新規事業

- ・ 森林の育成を担う人材を養成するため、森林管理のノウハウを基礎から学べる講座を実施するもの。

【事業費】100千円（全額譲与税）

## ⑧ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区内用地取得経費

- ・ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区にて、買入の申し出があった土地の買取りにかかる費用。

【事業費】24,834千円（うち譲与税：7,419千円）

## ◆ 令和8年度森林環境譲与税関係事業 内訳

A令和8年度総事業額：49,587千円

B譲与見込み額：27,057千円

C基金繰入金：100千円

Dその他(一般財源等)：22,430千円

# 森林育成ボランティア養成講座について(概要)

新規事業

## 【講座の目的】

森林管理の担い手不足を解消するため、育成に取り組み、森林に対する市民意識の向上や自然環境保全知識技術の継承、森林等の適切な維持管理を目指すもの。

## 【受講対象者】

市民及び市職員

## 【実施内容（案）】

### ●座学1回

- ① 茅ヶ崎市の自然環境について（特徴）（市職員）
- ② 生物多様性に基づく緑地・森林管理手法と保全活動について（外部講師）

### ●フィールドワーク

- ① 入門編（森林体験、道具の使い方、下草刈り）
- ② 基礎編（安全管理の基礎、下草刈り、実生木伐採等）
- ③ 中級編（生物多様性に基づく緑地・森林管理手法、間伐の伐採検討）
- ④ 上級編（間伐の実施、伐採時の安全管理）

## 【今後の予定】

座学開講は夏以降、フィールドワーク実施は秋以降を予定。